

本庁舎モノレール連絡通路点検業務委託特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用

この特記仕様書は、土木設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本庁舎モノレール連絡通路点検業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

この業務にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。

第2条 履行場所

千葉市中央区千葉港1番1号

第3条 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和9年3月22日までとする。

第4条 目的

本業務は、千葉市橋梁長寿命化修繕計画（歩道橋編）に基づき、歩道橋の損傷及び変状を早期に発見し、安全で円滑な交通を確保し、また、第三者被害の防止を図るため、効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

なお、必要に応じてナットの締め直し等、応急措置を行うものである。

第5条 管理技術者

共通仕様書第1107条第3項に規定する者とする。

第6条 照査技術者

本業務においては、共通仕様書第1108条第1項に規定する照査技術者を定めるものとする。また、照査技術者は、共通仕様書第1108条第2項に規定する者とする。

第7条 諸法規等の遵守

本業務は、傷害その他事故発生を未然に防止するよう努力するとともに労働基準法その他関係法規を遵守し、円滑にこれを行わなければならない。事故傷害等の生じた場合の損害に要する費用は、受注者の負担とする。

第8条 成果品に対する責任の範囲

受注者は、本業務完了といえども誤測又は不備等が発見された場合、もしくは支障が生じた場合は速やかに図書の訂正をしなければならない。なお、これに要する費用は受注者の負担とする。

第9条 成果品の管理及び帰属

成果品の管理及び帰属は発注者とする。本業務の遂行過程及び完了後において受注者がこれを利用もしくは公表することは、一切これを認めない。

第10条 橋梁点検員等

本業務を実施する者は、橋梁に関して十分な知識と実務経験を有するものとする。なお、点検に携わる人員の名称、必要な要件及び作業内容は、次のとおりである。

10-1 橋梁点検員

10-1-1 橋梁点検員は、点検作業班を統括し、安全管理について留意して各作業員の行動を掌握するとともに、点検補助員との連絡を密にして点検を実施するものとする。

10-1-2 橋梁点検員は、損傷状況の把握を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有する者とする。

- ・ 橋梁の設計、施工に関する基礎知識を有すること
- ・ 橋梁の点検に関する技術と実務経験を有すること

10-2 点検補助員

10-2-1 点検補助員は、橋梁点検員の指示により、点検作業の補助を行うほか、点検作業台の移動操作、点検車等運転員及び交通整理員との連絡・調整を行うものとする。

10-2-2 点検補助員は、損傷状況の把握を行うために必要な以下の能力、橋梁に関する実務経験を有する者とする。

- ・ 橋梁の設計・施工に関する相当の知識を有すること。
- ・ 橋梁の点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。

10-3 橋梁診断員

10-3-1 橋梁診断員は、千葉市橋梁定期点検要領（平成 22 年 5 月）に基づき点検結果から対策区分の判定を行うものとする。

10-3-2 橋梁診断員は、対策区分の判定を行うのに必要な以下の能力と実務経験を有する者とする。

- ・ 橋梁に関する相応の資格又は相当の知識を有すること。
- ・ 橋梁の設計・施工に関する相当の知識を有すること。
- ・ 点検に関する相当の技術と実務経験を有すること。
- ・ 点検結果を照査できる技術と実務経験を有すること。

第 2 章 歩道橋点検

第 11 条 業務実施内容

業務の実施内容は、以下のとおりとする。

11-1 現地踏査

業務の実施に先立って、橋梁診断員が同行のうえ現地踏査を行い、歩道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、現地の交通状況、点検に伴う交通規制の方法等について現地の状況を調査記録するものとする。

なお、歩道橋の状況（排水桝あるいは支承周辺の土砂詰まり等）により点検作業に支障がある場合には、発注者と協議するものとする。

11-2 実施計画書作成

受注者は、現地踏査により業務上必要な情報を収集したうえ、実施計画書を作成し、発注者に提出するものとする。

実施計画書には次の事項を記載するものとする。

(1) 業務内容

- (2) 対象歩道橋位置図
- (3) 現地踏査の調査記録
- (4) 業務実施方針（橋梁点検方法）
- (5) 実施体制（橋梁点検員・点検補助員等からなる適切な体制を編成すること）
- (6) 実施工程表
- (7) 使用器具等
- (8) 安全管理計画（交通規制・保安施設設備図を含む）
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) その他発注者が必要と認めたもの

11-3 歩道橋点検

「千葉市橋梁定期点検要領（平成 22 年 5 月）」、「横断歩道橋定期点検要領（令和 6 年 9 月）」に基づき、以下により実施するものとする。ただし、桁支間中央付近も近接目視点検を実施するものとする。附属物の点検は「小規模附属物点検要領（平成 29 年 3 月）」を参考に実施する。対象歩道橋は別添図に示すとおりとする。

11-3-1 点検部位

歩道橋に附属する施設（上屋、照明（灯具、柱）を含め、原則すべての部位を点検の対象とする。本体の転倒や一部の構造体の落下が懸念されるため、構造体の接合部においては、入念な点検と損傷状況の判定をすること。

手摺等のバリアフリー施設については「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき最新の基準と適合しているか確認すること。

11-3-2 点検方法（千葉市橋梁定期点検要領 定期点検 A）

支間中央付近は高所作業車を用い近接目視点検を実施する。桁端部や支承周辺は梯子等を利用し、比較的部材に接近し近接目視を行うこと。必要に応じて機械・器具を用いて点検するものとする。

点検対象のボルト・ナットが緩んでいないことを確認し、塗装明度が異なる色、適当な太さで合いマークを施工する。

点検実施に際し、架橋位置の地形・交通状況・交差物件・障害物等により近接が困難な場合は、発注者と協議のうえ調査方法を決定すること。

また、機械・器具を用いる場合は、その機器及び使用範囲等について発注者と協議すること。

11-3-3 触診・打音検査

定期点検 A と併せて、必要に応じて国土交通省「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）」に基づき、触診・打音検査を実施するものとする。

なお、必要に応じて、叩き落とし（桁下を交差する道路の交通の安全が確保される場合）やナットの締め直し等の応急措置を行うこと。

11-3-4 歩道橋台帳の更新

点検結果をもとに歩道橋台帳を更新する。また、必要がある場合には、資料の調査及

び現地計測を行うものとする。

11-3-5 点検結果の記録

点検結果をもとに「千葉市橋梁定期点検要領（平成 22 年 5 月）」及び「横断歩道橋定期点検要領（令和 6 年 9 月）」に基づく点検記録様式に点検調書を作成するものとする。また、打音検査の結果は、「橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成 28 年 12 月）」に定める調書を作成するものとする。

点検の結果、緊急対応が必要と判断される損傷を発見した場合は、直ちに発注者に報告すること。

11-3-6 橋梁診断員の立会

橋梁点検員は、点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、橋梁診断員の立会を求め、その指導等に従い点検を行うこと。

11-4 損傷程度・健全性の評価

点検実施橋梁について、「千葉市橋梁定期点検要領（平成 22 年 5 月）」及び「横断歩道橋定期点検要領（令和 6 年 9 月）」により損傷程度・健全性の評価を行う。

11-5 報告書作成

業務の成果として、点検方法、点検調書、損傷程度の評価、写真などについて報告書にまとめる。

第 3 章 打合せ等

第 12 条 打合せ

業務に関する打合せ記録の整理は受注者が行い、打合せ後速やかに議事録を作成し、提出するものとする。

打合せは、業務の主要箇所（着手時、中間（1 回）、成果品納入時）で打合せを行うものとし、回数は 3 回を予定するものとする。

なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者が出席するものとする。

第 13 条 関係機関との協議

本業務において関係機関と協議が必要になる場合は、協議内容に応じて、適切な資料を作成するものとする。

第 4 章 そ の 他

第 14 条 貸与資料

発注者が貸与する資料は以下のとおりとする。資料は棄損又は滅失しないよう丁寧に扱うとともに、使用後速やかに返納すること。

- ・ 業務上必要な資料で発注者が所有するもの

第 15 条 安全管理

受注者は、交通状況に即した適切な保安施設を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。なお、保安施設の設置にあたっては、「道路工事保安施設設置基準」に基づき実施するものとする。

点検期間中に配置する交通整理員は、原則 1 箇所あたり 2 人以上配置するものとする。ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、発注者と協議することとする。

第 16 条 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するとともに、その結果を発注者に報告するものとする。

第 17 条 成果品

提出する成果品は以下のとおりとする。

- ・ 報告書（現場写真含む） 2 部
A 4 版 パイプ式ファイル （両開き）
- ・ 電子媒体 一式
- ・ その他発注者が指示したもの 一式

第 18 条 電子納品

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領 令和 8 年 2 月版：（以下「要領」という。）」に基づいて作成した電子データを指す。

成果品は、「要領」に基づいて作成した電子媒体（CD-R）で 2 部作成する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は発注者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】（平成 30 年 4 月）」を参考にするものとする。

成果品提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第 19 条 中間成果の提出

発注者は、業務履行中に中間成果の提出を求めることがある。その際、受注者はその指示に従うこと。

第 20 条 業務実績データの作成、登録

受注者は、契約時又は変更時において、請負金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、発注者の確認を受けたいうえ、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書

に示した技術者とする（担当技術者の登録は3名までとする）。

また登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに発注者に提出しなければならない。なお変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請し、登録後にはテクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、発注者に提出しなければならない。